

第7章

農業構想の推進体制





農業構想の推進体制

7.1 構想推進に向け各主体に期待される役割

81万都市である本市においては、農業者、農協・土地改良区等の農業関係団体や食品関連企業は、地域で収穫された農産物やその加工品をその地域内で食する「地産地消」の浸透を図る中で、これらの付加価値を高めることにより、日本全国、さらには国外へと供給することも可能です。

一方、新潟市民は、活力ある地域農業が持続・発展することで、安心・安全でおいしい農産物を味わい、日本一の水田が広がる快適な環境・空間の中で、ゆったりと時の流れるスローライフを楽しみ、田園の恵みの豊かさを実感することができます。

このように、日本一の大農業都市として農業がその可能性を広げ、市民が地域の素晴らしい食と花の魅力を享受するためには、農業者をはじめ関係団体・市民・関係行政機関（国・県・市）が本構想の描く目標に向かって一体性を保ちながら、それぞれの役割を担い、主体的に取り組むことが望まれます。

以下に、本構想の推進にあたって各主体に期待される役割を示します。

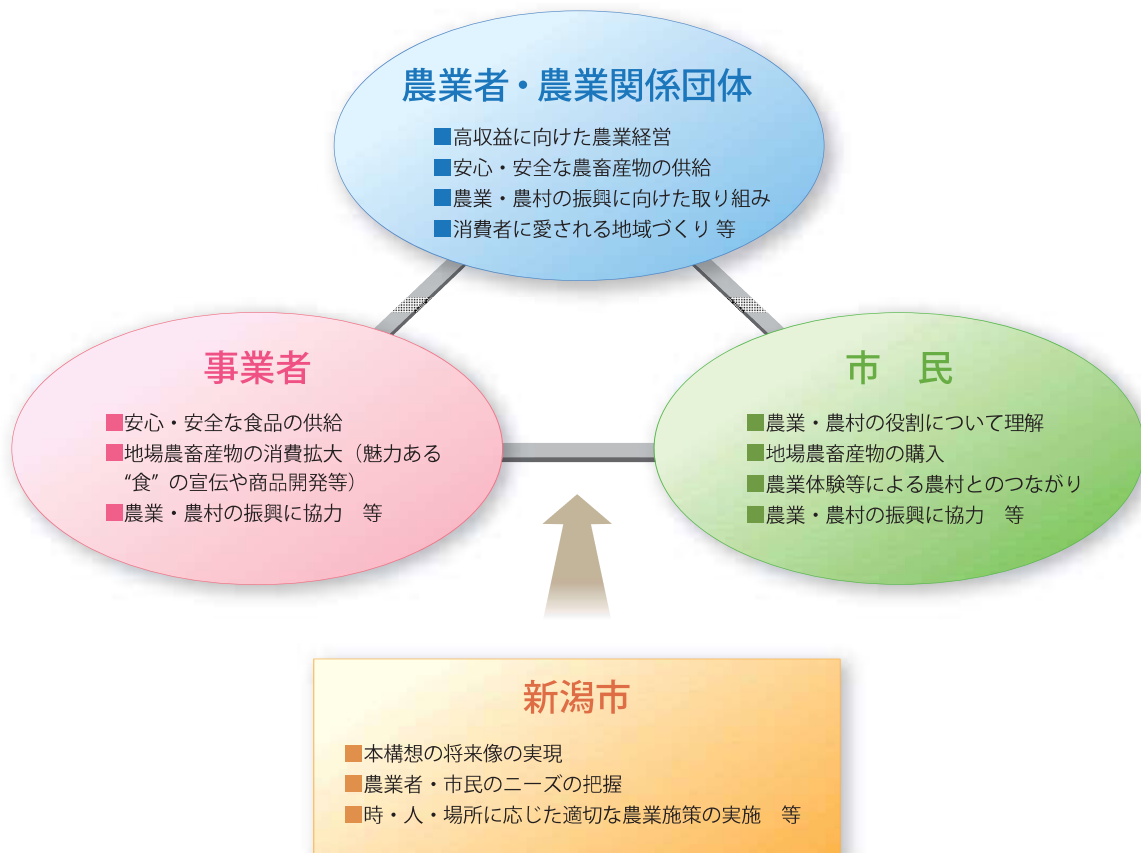


図7.1-1 各主体の役割

1 農業者・農業関係団体に期待される役割

農業者、農協・土地改良区等の農業関係団体は、高収益に向けた農業経営の効率的な改善はもとより、本市をはじめ国内外に安心・安全な農畜産物を安定供給することが期待されます。また、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、自然環境との共生、環境保全型農業、農業・農村が持つ多面的機能のさらなる発揮など、本市の農業及び農村の振興に向けた取り組みを進め、本市を訪れる人々や消費者に長く愛される地域づくりに協力することが期待されます。

《具体的な役割》

- 安全に配慮した生産方式の導入、担い手の多様な能力発揮、消費者との交流促進など、農業者自らの創意・工夫による経営改善と消費者の安心と信頼のもとに支持される地域農業の確立
- 農畜産業や食品関連産業から発生する有機性資源の活用や、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減
- 農業の営みによって維持されてきた農地、農業水利施設、環境・景観、農村文化を地域、農業団体、市民ボランティア等との協働により保全・継承
- 集落自治活動への参加・協力により、子どもから高齢者までが暮らしやすく、都市と農村が活発に交流する魅力ある田園環境の創出
- 多様な担い手が活躍できる生産体制づくりや、農業者が効果的・効率的に営農するための多角経営・起業など、時代に即応した支援
- 生産性の高い農業を支える農業生産基盤の整備、農業水利施設の適切な機能更新、長寿命化を図る適切な施設の維持管理、地域環境と景観に配慮した施設整備の促進

2 事業者期待される役割

事業者は、安心して安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農畜産物の消費拡大に向け、魅力ある“食”の宣伝や商品開発を進め、消費者が安心できる食の供給体制を構築するなど、事業活動において本市の農業及び農村の振興に協力することが期待されます。

《具体的な役割》

- 生産者との連携強化のもと、地場農畜産物を利用した“食”の開発や宣伝による本市の農畜産物の利用拡大
- 消費者が安心して食品を購入できる仕組みの構築に向け、食品の製造・流通・販売に関わる安全基準の遵守など、企業の個々のモラルの維持と相互の連携強化
- 有機性資源の利用促進、バイオマス先端技術の研究、生分解性プラスチックの利用促進など、環境を重視した資源循環システムづくりや産業構造構築への参加・協力

3 市民に期待される役割

市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、地場農畜産物の購入や、農業・農村体験、自然学習、環境保全活動への参加などにより都市と農村とのつながりを強め、本市の農業及び農村の振興に協力することが期待されます。

《具体的な役割》

- 本市の農業が、新鮮・安心・安全でおいしい農産物を提供するだけでなく、国土・環境の保全など多面的な機能を発揮していることの認識と、本市の農産物の優先的な購入など地産地消の主役
- 食生活の乱れや、輸入依存型の食習慣といった現状認識のもと、市民一人ひとりによる食生活の見直しと、環境に配慮した消費行動の選択
- 本市の“農”が有する豊かさを次世代へと引き継いでいくための農作業や農村文化伝承、田園の地域資源保全管理の協働活動への積極的な参加

4 市の役割

市は、本構想で掲げられた将来像の実現に向けて、自然的、経済的、社会的諸条件や農業者・市民のニーズ、各地域の実態と課題を的確に把握し、時・人・場所に応じた適切な農業施策を着実に実施していきます。

《具体的な役割》

- 食料、農業及び農村に関して、国・県との適切な役割分担のもとに、市農業の進むべき方向の提示と、生産・産業基盤全般にわたる総合的な施策の実施
- 農業者・農業団体、関係団体、企業等の生産活動への支援や、市民が主体的に取り組む地域活動に対する支援
- 食料、農業及び農村に関する市民の理解を深めるための、農業団体等との協力による情報の提供

7.2 推進体制と進行管理

1 推進体制

行政はもとより、農業者や関係機関・団体、さらに農産物の流通、加工、販売、消費に関係する市民や企業など、さまざまな主体の役割分担と協働・連携による取り組みを進めながら構想を推進します。特に新潟市及び市農政外部組織は、施策の進捗状況や実施効果、農業者や市民をはじめとした関係主体からの意見や提言、社会情勢等を勘案しながら構想の効率的・効果的な進行管理を担います。

① 農業振興地域整備審議会

農業構想のうち、市全体の事項については、本庁より農業振興地域整備審議会に報告し、意見をもらいます。

② 各区農政協議会

農業構想のうち、地域毎の事項については、各区役所より農政協議会に報告し、意見をもらいます。

③ 庁内関係課長会議

「食と花の都」づくりを全庁的に推進するための組織として設置します。庁内組織の横断的かつ総合的調整を行い、農業構想の見直しを行います。

④ 分野別協議会

担い手支援・水田農業、食と花の銘産品、環境保全型農業、農業生産基盤の整備、食育・花育など専門分野別に設置されている協議会等において、個別事項に関する調整を行います。

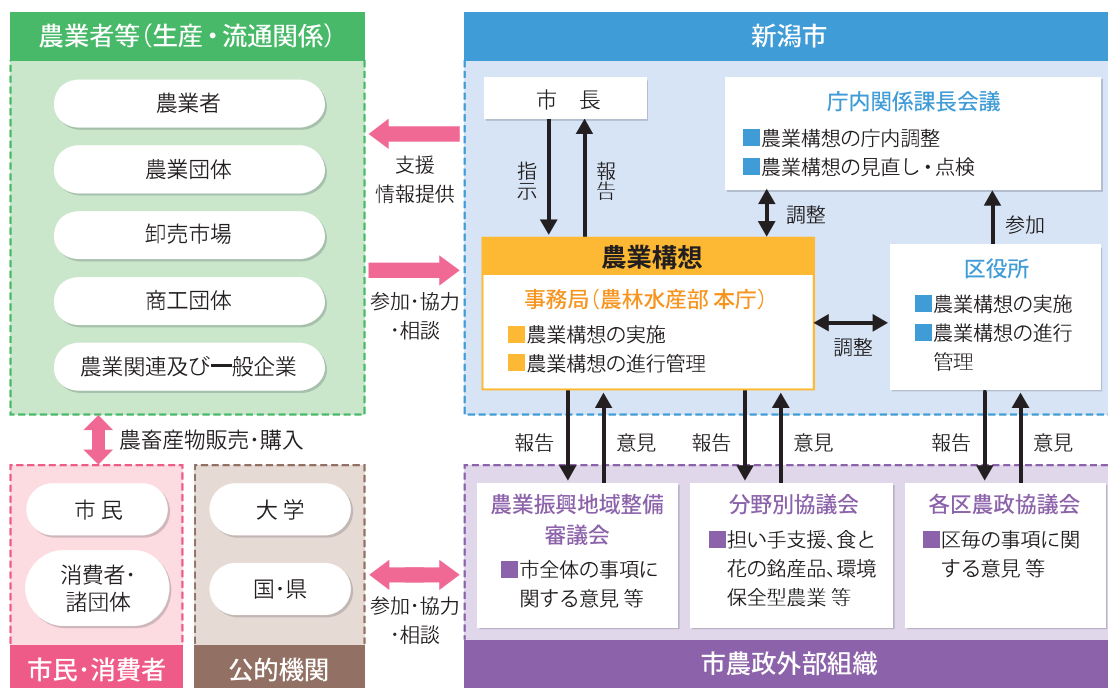


図7.2-1 農業構想の推進体制

2 進行管理

農業・農村の現状や具体的な取り組みの進捗状況などを定期的に把握・評価し、必要に応じて対策を講ずるなど、着実に構想を推進していくための進行管理を行います。

① 取り組み状況の把握・評価

施策毎に、毎年それぞれの「評価指標」によって現況値や目標の達成状況を把握します。また、構想の具体的な取り組み（事業）の詳細な取り組み状況については、毎年担当課がそれぞれの進捗状況を把握・評価し、施策進行管理評価書を作成します。目標の達成状況については、ホームページ等を通じて数値等を公表し、農業者や市民が構想の進捗状況を把握できる仕組みとするとともに、3年に一度意見募集を行い、農業者や市民の意見を広く聞き、評価の参考とします。

② 具体的な取り組みの検討と計画への反映

評価書に対する農業振興地域整備審議会や各区農政協議会からの意見や庁内関係課長会議による点検を通じて、必要な具体的な取り組み（事業）を検討し、その後の担当課による実施計画の推進に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、評価結果をもとに、農業振興地域整備審議会が施策の進行状況を把握し、計画の見直しの方向性を審議します。市は審議会からの提言を受け、必要な具体的な取り組み（事業）を検討し、その後の担当課による実施計画の推進に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

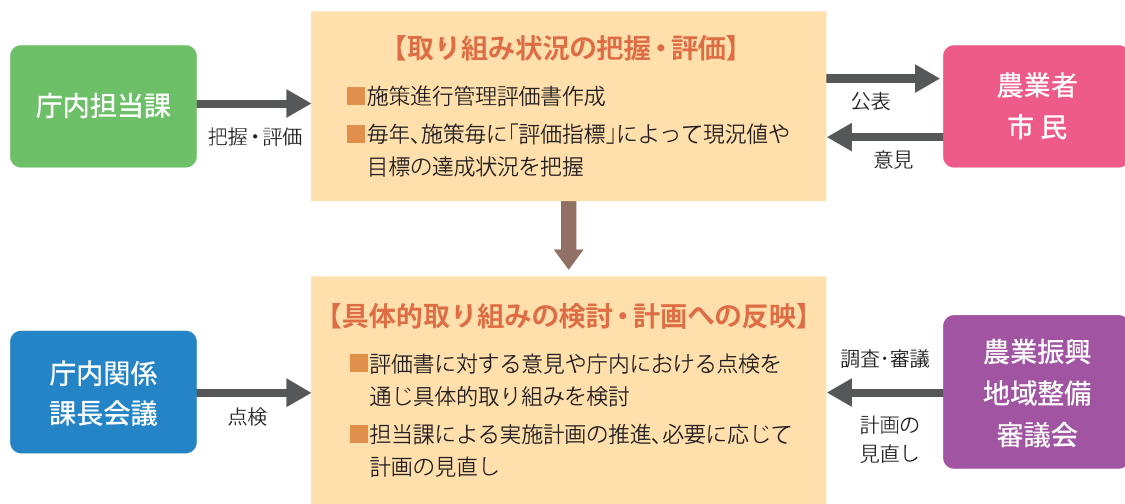


図7.2-2 農業構想の進行管理